

障障発0331第5号
平成28年3月31日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長

「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」
の一部改正について

標記について、平成18年11月17日障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成28年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別添)

- やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 18 年 11 月 17 日障障発第 1117002 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）（抄）

【新旧対照表】

(下線部が変更点)

新	旧
障障発第 1117002 号 平成 18 年 11 月 17 日	障障発第 1117002 号 平成 18 年 11 月 17 日
一部改正 障障発第 1526001 号 平成 20 年 5 月 26 日	一部改正 障障発第 1526001 号 平成 20 年 5 月 26 日
一部改正 障障発第 0701001 号 平成 21 年 7 月 1 日	一部改正 障障発第 0701001 号 平成 21 年 7 月 1 日
一部改正 障障発 0331 第 2 号 平成 22 年 3 月 31 日	一部改正 障障発 0331 第 2 号 平成 22 年 3 月 31 日
一部改正 障障発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日	一部改正 障障発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日
一部改正 障障発 0330 第 2 号 平成 24 年 3 月 30 日	一部改正 障障発 0330 第 2 号 平成 24 年 3 月 30 日
一部改正 障障発 0626 第 1 号 平成 24 年 6 月 26 日	一部改正 障障発 0626 第 1 号 平成 24 年 6 月 26 日
一部改正 障障発 0329 第 11 号 平成 25 年 3 月 29 日	一部改正 障障発 0329 第 11 号 平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障障発 0331 第 1 号 平成 26 年 3 月 31 日	一部改正 障障発 0331 第 1 号 平成 26 年 3 月 31 日
一部改正 障障発 1001 第 2 号 平成 26 年 10 月 1 日	一部改正 障障発 1001 第 2 号 平成 26 年 10 月 1 日

新	旧
<p style="text-align: center;">一部改正 障障発 0331 第 5 号 平成 28 年 3 月 31 日</p> <p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」<u>（平成 11 年 8 月 30 日付児家第 50 号）</u>に基づき、里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童が居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度訪問介護、<u>就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型</u>を利用する場合又は児童養護施設に入所している児童が、<u>就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型</u>を利用する場合についても本通知の適用となるものであること。</p> <p>ただし、この場合において 2 は該当しないものとし、費用徴収の免除の扱いとすること。</p>	<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」平成 11 年 8 月 30 日付児家第 50 号に基づき、里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童が居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度訪問介護を利用する場合についても本通知の適用となるものであること。</p> <p>ただし、この場合において 2 は該当しないものとし、費用徴収の免除の扱いとすること。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害福祉サービス（施設入所支援、宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の扶養義務者の利用者負担額</p> <p>(表略)</p> <p>(注)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、<u>第6項及び第24項</u>、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項、<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条、附則第82条第1項</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害福祉サービス（施設入所支援、宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の扶養義務者の利用者負担額</p> <p>(表略)</p> <p>(注)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項<u>及び</u>第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項</p> <p>(3) (略)</p>

新	旧
<p>(4) 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）被措置者の扶養義務者の利用者負担額（(2)に該当する者を除く。）</p> <p>(表略)</p> <p>(注)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、<u>第6項及び第24項</u>、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項、<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条、附則第82条第1項</u></p> <p>(5) 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所、共同生活援助）被措置者及び扶養義務者利用者負担額</p> <p>(表略)</p>	<p>(4) 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）被措置者の扶養義務者の利用者負担額（(2)に該当する者を除く。）</p> <p>(表略)</p> <p>(注)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項</p> <p>(5) 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所、共同生活援助）被措置者及び扶養義務者利用者負担額</p> <p>(表略)</p>

新	旧
<p>(注)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、<u>第6項及び第24項</u>、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項、<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条、附則第82条第1項</u></p> <p>(6) 障害福祉サービス(居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度訪問介護)における障害児の扶養義務者の利用者負担額</p> <p>(表略)</p> <p>(注)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、<u>第6項及び第24項</u>、第</p>	<p>(注)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項<u>及び第6項</u>、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項</p> <p>(6) 障害福祉サービス(居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度訪問介護)における障害児の扶養義務者の利用者負担額</p> <p>(表略)</p> <p>(注)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項<u>及び第6項</u>、第41条の2、</p>

新	旧
<p>41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項、<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条、附則第82条第1項</u></p>	<p>第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項</p>